

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊静内駐屯地
第 3 2 4 会計隊静内派遣隊長 鈴木 隆司

次のとおり一般競争入札を行います。

- 1 競争に付する事項
 - (1) 件 名：金属屑ほか 7 件 別紙第 1 内訳書のとおり
 - (2) 搬出場所：陸上自衛隊静内駐屯地
 - (3) 搬出期限：代金納付の日から 5 日以内（令和 6 年 6 月 2 8 日（金）まで搬出すること。）
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 全省庁統一資格申請において「物品の買受け」の「D」以上で北海道地域の資格を有する者。
 - (3) 別紙第 2 「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
 - (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札及び契約心得を示す場所
陸上自衛隊静内駐屯地 第 3 2 4 会計隊静内派遣隊
- 4 適用する契約条項
「不用物品売払契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
- 5 現場説明会の場所及び日時
実施しない。現場確認をする際は、令和 6 年 5 月 1 0 日～令和 6 年 5 月 2 1 日（土日、5 月 1 6 日・1 7 日を除く） 9 時～ 1 6 時までの間に実施すること。その際は、現場確認希望日の前日 1 5 時まで
に第 1 1 項第 5 号に記載する担当者に連絡すること。
- 6 競争入札執行の場所及び日時
 - (1) 場所：陸上自衛隊静内駐屯地 業務隊会議室
 - (2) 日時：令和 6 年 5 月 2 3 日（木） 0 9 0 0
- 7 保証金等に関する事項
 - (1) 入札保証金：免除（但し、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の 1 0 0 分の 5 以上を違約金として徴収する。）
 - (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を違約金として徴収する。）
- 8 入札の無効
 - (1) 第 2 項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札
 - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
 - (4) 電報・F A X による入札
 - (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
 - (6) 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書（入札及び契約心得参照）
 - (7) 誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は違反した場合
- 9 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- 10 落札決定方式
総額が当隊所定の予定価格以上の最高入札者を落札者とする。但し、落札者となるべき最高入札者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 11 契約書の作成

作成する。

12 その他

- (1) 再度入札の必要が生じた場合、直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合5月28日（火）09時00分において執行する。
- (2) 郵便入札については、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「金属屑ほか7件 入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて5月21日（火）17時までに第324会計隊静内派遣隊に必着させること。この際下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。再度入札の場合、5月27日（月）17時までに第324会計隊静内派遣隊に必着させること。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (4) 売払物品の実質重量及び状態については、現物現況を優先する。
- (5) 代金の納付は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は契約担当官の口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。
- (6) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (7) 契約業者は輸送時の保管等に際し、紛失防止に万全を期すること。
- (8) 契約業者が契約物品を破棄する場合には、環境保全に関する法律に基づき実施するものとし一切の責任は契約業者の責によるものとする。
- (9) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (10) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (11) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (12) 売払物品の使用等に際して必要となる法律上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (13) 入札に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊 静内駐屯地 第324会計隊静内派遣隊（担当：玉井）
TEL0146-44-2121（内350） FAX0146-44-2121（内線352）
- (14) 物品に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊静内駐屯地 業務隊補給科 芝（内線324）

13 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所：第324会計隊静内派遣隊
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
- (2) 掲示期間：令和6年4月24日（水）～令和6年5月23日（木）

内 訳 書

No.	品 名	規 格	数 量	単 位	備 考
1	金属屑	鉄屑(級外)	7,708.50	kg	
2	金属屑	鋳鉄	1,186.50	kg	
3	金属屑	アルミニウム	51.20	kg	
4	金属屑	ステンレス	142.00	kg	
5	金属屑	砲金	116.50	kg	
6	金属屑	銅屑・下	10.00	kg	
7	金属屑	鉛屑	2.40	kg	
8	金属屑	銅線屑	111.00	kg	

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

搬出可能日一覧

5月・6月

月	火	水	木	金
27日	28日	29日	30日	31日
○	○	×	×	×
3日	4日	5日	6日	7日
○	○	○	○	○
10日	11日	12日	13日	14日
○	○	○	○	○
17日	18日	19日	20日	21日
○	○	○	○	○
24日	25日	26日	27日	28日
○	○	○	○	○

※公告掲示現在の搬出可能日のため細部については契約締結後調整すること。

※搬出可能時間については原則9時～16時の間とする。